

6 主要国における離婚時等の年金の取扱い（未定稿）（図表13）

（1）離婚時

ドイツ

- 次の考え方に基づき、1976年改正により導入。その後1983年改正で特別法を制定し、一部修正。
 - ① 婚姻期間中に取得した年金（期待）権は、夫婦の共同活動により取得されたものである。（付加利得調整原理。民法の原理を年金法にも拡大。）
 - ② 被保険者とその家族の生活保障という年金制度の理念は、離婚後にも拡張されるべきである。
 - ③ 婚姻期間中に、より少ない年金期待権を取得した配偶者に係る将来給付を改善する。
- 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を対象としており、また、公的年金だけではなく、私的年金も対象。制度導入後の離婚を対象。
- 年金受給権分割の仕組みと年金額分割の仕組みの両方が存在するが、前者が優先適用される。
- 離婚自体が裁判手続きを要することとされており、年金受給権分割についても裁判手続きが必要。原則として、婚姻期間中に取得した年金（期待）権が等分される。

カナダ

- 次の考え方に基づき、1978年改正により導入。その後、段階的に制度改正。
 - ① 婚姻期間中に取得した夫婦の年金（期待）権は、夫婦の共同活動により取得されたものである。
 - ② 所得比例年金に加入する機会のない専業主婦の保護。

- 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を対象。法律婚だけでなく、事実婚も対象（一定の同居期間を必要とする。）。制度導入後の離婚を対象。
- 年金受給権分割の仕組みである。
- 原則として、婚姻期間中に取得した年金（期待）権が等分される。裁判手続きは不要。離婚当事者の請求や合意は不要であり、離婚当事者のどちらか一方が離婚の事実等について年金当局に届け出ればよい。

イギリス

- 1990年代に入り、段階的に制度を整備。女性の年金権の確立や離婚夫婦同士の資産整理の円滑化が目的と言われている。
- 婚姻期間に限定せず、離婚請求時点以前に取得した年金受給権及び年金期待権を対象。公的年金（基礎年金を除く。）だけではなく、私的年金も対象。制度導入後の離婚を対象。
- 3つの仕組みあり。
 - ① Offsetting 財産分与に年金を含めて調整する方法。1973年に導入。
 - ② Earmarking 年金額分割の方法。1996年に導入。
 - ③ Sharing 年金受給権分割の方法。2000年に導入。
- 離婚時に、任意で分割を請求できる。分割割合は必ずしも等分ではない。Earmarking 及び Sharing については、裁判所命令が必要。（離婚自体には裁判は必ずしも必要ではない。）

アメリカ

- 期間が10年以上である婚姻の離婚の場合、元配偶者の保険料納付記録（婚姻期間中に限らない。）に基づく配偶者年金を受給することができる。（配偶者年金の水準は、元配偶者の基本年金額（＝老齢年金額に相当。）の50%。元配偶者の年金がその分減額されるわけではない。）
- 離婚時の年金受給権分割の仕組みは存在しないが、公務員年金や企業年金等については、離婚時の清算対象財産に年金額を含める判例（但し、年金受給権や年金期待権を分割するものではない。）がみられる。

スウェーデン

- 賦課方式部分について分割の仕組みはないが、積立方式部分（保険料率2.5%部分）について、夫婦ともに1938年以降生まれの場合、夫婦双方の合意に基づいた請求により、夫婦間で年金権を移転できる。

(2) 婚姻期間中

ドイツ

- 2001年の遺族年金改正に伴い導入。
- 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を対象。公的年金のみを対象（官吏恩給は対象外。）。
- 年金受給権分割の仕組み。
- 婚姻期間中の新たな年金権獲得が実質的に困難となった段階（＝夫婦ともに老齢年金の受給請求権発生日以降または配偶者の一方が死亡した場合。）で、分割が可能となる。また、夫婦ともに25年以上の年金法上の期間（保険料納付期間＋保険料免除期間＋考慮期間。婚姻期間中に限らない。）を有していることが必要。

- 婚姻中の夫婦の合意に基づいて分割できる。原則として、婚姻期間中に取得した年金（期待）権が等分される。保険者に対する申請により分割される（裁判手続きは不要。）。
- 分割を選択すると、遺族年金の受給権は発生しない或いは失権する。

カナダ

- 1987年に制度導入。
- 婚姻期間中に取得した年金受給権及び年金期待権を対象。法律婚だけでなく、事実婚も対象（一定の同居期間を必要とする。）。
- 夫婦双方が60歳以上であり、かつ夫婦ともに裁定請求後であることが必要。（婚姻期間中の年金権獲得が夫婦ともに今後ないという前提。）
- 夫婦双方が年金当局に請求することにより分割される選択制である。婚姻期間中に取得した夫婦双方の老齢年金を折半する。（夫婦に支払われる年金の総額は分割により変わらない。）
- 1年間の別居、夫婦どちらかが被保険者となった場合、離婚、夫婦いずれかの死亡、夫婦双方の分割終了の申請等により分割は終了する。夫婦いずれかの死亡の場合、残された配偶者は分割前の自身の老齢年金額を受給する。（別途遺族年金あり。）

7 離婚時の年金受給権分割に関する論点（例）

（1）年金受給権分割の位置付け

女性と年金検討会の提言

- 女性と年金検討会では、「民事法制の検討状況や社会の実態から見て、離婚の際に必ず又は原則的に年金分割するという仕組みではなく、年金分割を選択できる仕組みとすることが適当ではないか。」と提言されている。

- また、我が国で協議離婚が太宗を占めていることに鑑み、離婚時の年金受給権分割に際して、必ず裁判手続きを要することとするは適当ではない。

- 以上を踏まえ、離婚時の年金受給権分割の具体的な在り方としては、次の2つの仕組みが考えられる。
 - I 離婚当事者間の合意に基づいて、年金受給権が分割される仕組み（「合意に基づく分割」）

 - II 離婚当事者間の合意が成立しない場合、裁判所に年金受給権の分割を請求することができる仕組み（「請求に基づく分割」）

離婚当事者の合意に基づく年金受給権分割（合意に基づく分割）

- 合意に基づく分割については、離婚当事者双方の合意に基づく申し出に従って、社会保険庁が年金受給権分割手続きを行うこととなる。いわば、年金制度上の措置として年金受給権分割を構成することとなる。

- 合意に基づく分割については、次のような論点が考えられる。
 - ① 年金制度において、離婚当事者自身が合意するかどうか次第で年金受給権が分割されるかどうかが決まるという仕組みとすることについて、どう考えるか。

 - ② 離婚当事者の間で年金受給権の分割について合意が成立しない場合について、どう考えるか。

 - ③ 年金制度上の措置として構成するためには、民法上の財産分与手続きとは別に、分割割合の定め方や分割手続き等について、年金法にルールを定めることが必要である。

 - ④ 将来受給する年金受給権を分割の対象とするかについては、受給権が現実が発生するかどうかという点やどの程度の期間年金が支給されるかという点が、被保険者の死亡等の事情により決まるなど不確定要素が多いことについてどう考えるか等、今後の検討が必要であるが、例えば、離婚当事者である夫婦間で婚姻期間中の保険料納付記録を分割することにより、将来受給する年金受給権を分割する方法が考えられる。

離婚当事者の裁判上の請求に基づく年金受給権分割（請求に基づく分割）

- 請求に基づく分割については、年金制度上の論点として、次のような点が考えられる。
- ① 離婚時の財産分与に関し裁判所が関与するのは、配偶者が現存共同財産について財産分与請求権を有しているからであり、請求に基づく分割の仕組みでは、配偶者が年金受給権分割請求権（離婚時点で年金受給権が発生していない場合を含む。）を有する構成とすることが必要である。
- ・ 年金受給権の一身専属性の趣旨と配偶者が年金受給権分割請求権を有する構成とすることとの関係について、どう考えるか。
 - ・ 配偶者が年金受給権分割請求権を有する根拠をどう考えるのか。例えば、現行の離婚時の財産分与において「当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」とされている中で、ドイツ等のように、婚姻期間中の保険料納付に基づき取得した年金受給権は、夫婦双方の貢献の結果であると整理することについて、どう考えるか。
- ② 裁判所が離婚時の財産分与の対象とするのは、離婚時点で具体的な権利性を有するものであることから、離婚時点で年金受給権が発生していない場合（特に若年離婚の場合）について、どう考えるか。
- ・ 離婚時点で年金受給権が発生していない場合であっても、具体的な権利性を付与することについて、どう考えるか。

- ・ また、この場合に、民法上の手続きとは別に、将来受給する年金受給権固有の分割手続きを設けるかどうかについても検討する必要があるのではないか。

○ また、民事法制との関係に関して、次のような点が考えられる。

- ③ 配偶者が年金受給権分割請求権を有する構成とすることに伴い、離婚手続きの複雑化や長期化を招くことのないよう、民事手続きの手当てが必要ではないか。
- ④ 年金受給権は、不動産や金銭といった離婚時点で財産価額が確定している財産権とは性質の異なる財産権（定期金債権）であることから、民法上の財産分与手続きとは別の分割手続きを設ける必要があるのではないか。

(2) 年金受給権の分割割合

- 女性と年金検討会では、「年金受給権の一身専属性の趣旨から、年金を分割した者の老後の生活保障を確保しつつ、一定の範囲内で年金分割を認めうるということではないか。例えば、相手に年金全てを譲渡するような分割や1/2を超える割合での分割は認められないのではないか。」と提言されている。
- 現在の民法の離婚時の財産分与は分割割合を一律等分に定めることとしていないことから、年金受給権の分割割合についても同様に考えることが適当ではないか。他方で、年金受給権の一身専属性との関係から、分割義務者の老後の生活保障を確保するため、分割割合には一定の限度が設けられることが必要ではないか。
 - ・ 分割義務者：年金受給権分割により年金受給権が減少する者
 - ・ 分割権利者：年金受給権分割により年金受給権が増加する者
- 具体的には、分割義務者から分割権利者に対して移転される年金受給権の上限は、婚姻期間中の保険料納付に基づく夫婦それぞれの年金受給権の合計の2分の1から、分割権利者の本来の年金受給権を差し引いたものとすることが考えられる。当該上限まで分割義務者の年金受給権は減少することがあり、分割権利者の年金受給権は増加することがある。

例：分割義務者の年金受給権40、分割権利者の年金受給権20の場合（ともに婚姻期間中の年金受給権）

→ 分割義務者から分割権利者に対して、最大10（ $(40+20)/2-20$ ）の年金受給権の移転が可能

- なお、第3号被保険者制度の見直しにおいて「夫婦間の年金権分割案」が採用された場合には、当該年金権分割が適用された第3号被保険者期間に相当する婚姻期間については、離婚時の年金受給権分割においても、その分割割合を等分とすることを基本としつつ、合意により分割割合を変更することを可能とすることが考えられる。

(3) 年金受給権分割の対象となる年金受給権及び離婚

対象となる年金受給権

- 婚姻期間中の保険料納付に基づき取得された年金受給権を対象とする。
 - ・ この場合、法改正前の婚姻期間についても対象とするのかどうか。
 - ・ 将来発生する年金受給権を対象とするかどうかについては、検討が必要。

- 報酬比例年金（2階部分）を対象とする。基礎年金（1階部分）は既に制度的に夫婦の間で分かれていると考えられることから、対象としない。

対象となる離婚

- 離婚期日については、法改正以降の離婚を対象とすることが適当ではないか。

- 短期間の婚姻の場合や若年者同士の離婚についても対象とすることについて、どう考えるか。

- 離婚時の年金受給権の分割に当たっては婚姻期間の証明が必要となるが、いわゆる内縁関係について、その婚姻期間の証明（始期と終期の確定）についてどう考えるか。